

平成30年第3回氷川町議会定例会会議録（第1号）

平成30年6月11日

午前10時00分開会

於 議 場

1. 議事日程（第1日目）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 報告第 1号 有限会社氷川町まちづくり振興会の経営報告について
- 報告第 2号 平成29年度氷川町繰越明許費繰越計算書（一般会計）について
- 報告第 3号 平成29年度氷川町事故繰越し繰越計算書（一般会計）について
- 日程第 5 承認第 1号 専決処分の報告及び承認について
- 日程第 6 承認第 2号 専決処分の報告及び承認について
- 日程第 7 承認第 3号 専決処分の報告及び承認について
- 日程第 8 議案第36号 氷川町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第37号 平成30年度氷川町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第10 議案第38号 平成30年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番 西 尾 正 剛

3番 河 口 涼 一

5番 長 尾 憲二郎

2番 木 下 厚

4番 清 田 一 敏

6番 吉 川 義 雄

7番 上田 俊孝
9番 米村 洋
11番 片山 裕治

8番 三浦 賢治
10番 松田 達之
12番 上田 健一

4. 欠席議員はなし。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 草野 信一 書記 畑野 照美

6. 説明のため出席した者の職氏名

町 長	藤本 一臣	副町長	平 逸郎
教 育 長	太田 篤洋	総務課長	陳野 信次
企画財政課長	濤岡 美智代	税務課長	西田 美子
町民環境課長	野田 俊明	健康福祉課長	山本 昭義
農業振興課長	前田 昭雄	農地整備課長	尾村 幸俊
建設下水道課長	前崎 誠	総務振興課長	稲田 和也
商工観光課長	平山 早苗	会計管理者	橋本 智明
学校教育課長	岩本 博美	生涯学習課長	増永 光幸
農業委員会事務局 長	星田 達也	代表監査委員	島田 博行

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（上田健一君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成30年第3回氷川町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上田健一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、9番、米村洋君、10番、松田達之君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（上田健一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月15日までの5日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月15日までの5日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（上田健一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

例月出納現金検査が実施され、その報告書が提出されていますので報告します。

なお、報告書は議会事務局に保管してありますので、ご自由にご閲覧願います。

次に、平成30年4月14日に、熊本地震犠牲者追悼式が熊本県庁で開催され、議長が出席しましたので報告します。

次に、平成30年5月14日に、熊本県町村議会議長会理事会が熊本市で開催され、議長が出席しましたので報告します。

次に、平成30年5月22日に、熊本県町村議会議長会臨時総会が熊本市で開催され、議長が出席しましたので報告します。

次に、平成30年5月25日に、熊本県町村議会議長会で県当局と要望活動、また理事会が熊本市で開催され、議長が出席しましたので報告します。

次に、平成30年5月28日に、全国町村議会議長会正副議長研修会が東京で開催され、また29日は県選出の国会議員への要望が行われ、それぞれ議長、副議長が出席しましたので報告します。

これで諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第 4 行政報告

- 報告第 1号 有限会社氷川町まちづくり振興会の経営報告について
- 報告第 2号 平成29年度氷川町繰越明許費繰越計算書（一般会計）
について
- 報告第 3号 平成29年度氷川町事故繰越し繰越計算書（一般会計）
について

日程第 5 承認第 1号 専決処分の報告及び承認について

日程第 6 承認第 2号 専決処分の報告及び承認について

日程第 7 承認第 3号 専決処分の報告及び承認について

日程第 8 議案第36号 氷川町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正
する条例について

日程第 9 議案第37号 平成30年度氷川町一般会計補正予算（第2号）につい
て

日程第10 議案第38号 平成30年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第1
号）について

日程第11 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（上田健一君） 日程第4、報告第1号、有限会社氷川町まちづくり振興会の経
営報告についてから、日程第11、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につい
てまでを一括議題とします。

町長の挨拶及び提案理由の説明を求めます。

町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 皆さま、おはようございます。

若鮎踊るさわやかな初夏の季節を迎えておりますけども、議員各位にはそれぞれ
のお立場でご活躍のこととお喜び申し上げます。

本日は、平成30年第3回氷川町議会定例会を招集をいたしましたところ、皆さ
ま方には、公私ともに大変お忙しい中にご出席をいただきまして、誠にありがた
うございます。

また、日ごろより町政運営につきまして格段のご支援とご協力をいただいております
まして、心より感謝とお礼を申し上げます。

一昨年の熊本地震から2年2カ月が経とうとしておりますが、その復旧・復興の
進捗状況についてご報告をいたします。

罹災証明の最終発行件数が全壊40件、大規模半壊30件、半壊170件、一部

損壊799件、合計の1,039件であります。被災者生活再建支援金支給件数134件、額にいたしまして2億5,425万円でございます。

熊本県配分の義援金379件、金額にいたしまして1億6,380万円、災害援護資金貸付が9件、1,850万円、それぞれの支給と貸付を完了をいたしております。

地震関連死に伴う災害弔慰金の申請が6件ございました。審査をいたしまして、3件が認定、3件を非認定といたしました。

被災住宅の応急修理で105件の申請があり、うち97件が完了、8件が未完了であります。被災家屋等の公費解体につきましては、住家140棟、空き家40棟、納屋等174棟、合計354棟の解体を本年3月末までに完了をいたしました。解体に要した費用は10億1,652万3,000円であります。

被災農業者向け経営体育成支援事業につきましては240件の申請があり、本年5月末までに232件が完了、8件が未完了で進捗率96%であります。総事業費の予定額は10億8,352万3,709円を見込んでおります。

農業用施設災害復旧事業ではパイプライン6カ所、排水路1カ所、砂川排水機場の復旧を実施いたしました。事業費総額は2,545万3,000円であります。

なお、パイプラインの補助対象外の部分につきましても10カ所程度ございますが、それにつきましては、氷川町土地改良区のほうで直接修理を行っております。

液状化をいたしました農地の表土整地工事4カ所、農地の自力復旧支援事業が14件あり、総事業費で1,101万2,000円あります。農地海岸災害復旧事業では和鹿島海岸堤防約1キロを国直轄の事業により実施をされました。本年3月末に工事が完了をいたしております。総事業費は1億8,000万円あります。

公共土木施設災害復旧事業では、平成28年度及び平成29年度合わせまして、道路工事修繕21件、河川工事修繕4件、公営住宅修繕30件を実施をいたしております。事業費で6,163万1,663円でございます。うち災害復旧補助金が1,163万8,000円、起債で580万円を充当いたしております。

町単独事業であります熊本地震対応の住宅リフォーム等促進事業につきましては、本年度まで期間を延長し実施をいたしております。平成28年度から本年5月末までの合計申請件数が265件、対象工事費3億3,737万9,425円、補助金額にいたしまして4,287万2,000円の実績であります。一部損壊の罹災証明発行件数が799件ありますので、本事業利用率は33%となっております。

五つの小中学校の修繕につきましても、全て完了いたしております。総事業費2,108万8,918円、うち災害復旧補助金として1,111万9,000円を充当いたしております。

また、県震災復旧基金事業の対象となります地域コミュニティ施設等再建支援事業といたしまして、14件を完了しております。総事業費2,115万8,000円です。うち熊本県復興基金より2分の1の交付金を充当いたしております。

地区公民館再建支援事業といたしまして、10件を完了いたしております。総事業費1,520万4,264円、うち町補助金が2分の1、熊本県復興基金が4分の1、それぞれ充当をいたしております。

国・県、町指定の文化財も多数被災をいたしました。町指定の遺跡等につきましては、全て復旧が完了をいたしております。県指定の伊藤家住宅につきましては、県の指定解除を行い公費解体を行いました。国指定の大野窟古墳につきましては、石室内に一部崩落が見られますので、石室復旧に向けて専門的な見地から修復方法等の検討を行うことといたしております。

被災家屋の再建に向けました農振除外及び農地転用につきましては、5件が完了し、1件が申請中であります。

なお、応急仮設住宅に32世帯、みなし仮設住宅に24世帯が今だ入居されております。162名の方々が今なお不自由な避難生活を余儀なくされておまして、今後とも被災者の皆さま方に寄り添った支援を継続をしております。

さて、本町を含む九州北部地方は平年より8日早い5月28日に梅雨入りをいたしました。本格的な雨期を迎え大雨等による災害が起きないことを日々祈っているところであります。

また氷川ダムの水位も平常時推移を保っているところであります。ただ、これから草の成長期及び田植えの時期を迎え、農業用水の需要の増加及び夏場の渇水期を考慮いたしますと、日々節水に努めなければならないというふうに感じております。

役場庁舎西側に駐車台数121台の多目的駐車場を整備をいたしました。非常時は避難者の駐車場及び車中泊等の避難場所として、平常時は役場、文化センター、健康センター等、近隣公共施設利用者の利便性の向上を図るため設置したものであります。同様の目的で役場庁舎の駐車場の再整備に着手をいたしました。現在の駐車台数100台から、改修後は135台の駐車スペースを確保いたします。

また、出入口を正面玄関付近に移動拡幅することによりまして、大型車両の出入りを容易にするとともに、緑地帯の縁石を撤去し、視認性と機能性の向上を図ります。

去る5月14日から25日まで計6回、町政懇談会を開催をいたしました。情報の共有とともに様々な意見交換を行ったところであります。特に今回は、第2次氷川町総合振興計画の概要並びにごみ処理の広域化と減量化をテーマに意見交換を行

い、ご理解をいただいたところでありまして、有意義な町政懇談会であったと感じております。

去る5月27日に、町内3小学校の運動会が開催をされましたが、子どもたちの一生懸命な姿、輝く瞳を目の当たりにいたしまして、感動を得るとともに、子どもたちの健全な育成と将来に希望を持てる氷川町を目指して、持続可能な町づくりへの取り組みを着実に進めていかなければならないと決意を新たにいたしましたこととあります。

さて、本定例会に提案をいたしておりますのは、報告3件、承認3件、条例の一部改正1件、平成30年度氷川町一般会計並びに特別会計補正予算2件、諮問1件でございます。

報告第1号は、有限会社氷川町まちづくり振興会経営報告について。

報告第2号は、平成29年度氷川町繰越明許費繰越計算書（一般会計）について。

報告第3号は、平成29年度氷川町事故繰越し繰越計算書についてでありまして、この後、各担当課長よりご報告を申し上げます。

承認第1号は、平成29年度氷川町一般会計補正予算（第7号）について。

承認第2号は、氷川町税条例の一部を改正する条例について。

承認第3号は、平成30年度氷川町一般会計補正予算（第1号）について。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、報告及び承認を求めるものでございます。

議案第36号は、氷川町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例でありまして、学校教育法の一部を改正する法律の公布に伴い、関係条文を改正するものでございます。

議案第37号は、平成30年度氷川町一般会計補正予算（第2号）でありまして、歳入歳出それぞれ2億796万8,000円を追加し、歳入歳出総額それぞれ70億4,584万1,000円とするものでございます。

歳入の主な予算といたしまして、県支出金1億4,462万9,000円、繰越金5,373万1,000円、町債610万円で、歳出の主な予算は民生費1,805万3,000円、主な内容は木造仮設住宅利活用改修工事並びに宮原及び竜北福祉センター修繕費等であります。

衛生費4,101万2,000円、主な内容は八代生活環境事務組合負担金の増額によるものです。農林水産業費1億3,234万6,000円、主な内容は産地パワーアップ事業費及び経営体育成支援事業費であります。

議案第38号は、平成30年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第1号）でありまして、歳入歳出それぞれ210万円を追加し、歳入歳出総額を15億9,22

6万7,000円とするものでございます。

歳入の主な予算といたしまして、国・県支出金及び繰越金210万円、歳出の主な予算は包括的支援事業費210万円でございます。

諮問第1号は、人権擁護委員候補者の推薦について、議会の意見を求めるものでございます。

以上、簡単に説明を申し上げますが、具体的な内容につきましては、担当課長に説明をさせますので、よろしくご審議をいただき、円満なるご決定をいただきますようお願い申し上げます。熊本地震からの復旧・復興の進捗状況を含む行政報告並びに提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（上田健一君） これから、報告第1号を順次、詳細説明を求めます。

農業振興課長、前田昭雄君。

○農業振興課長（前田昭雄君） 報告第1号、有限会社氷川町まちづくり振興会の経営報告について。

地方自治法第243条の3、第2項の規定により、平成29年度有限会社氷川町まちづくり振興会の経営状況について別紙のとおり報告します。

まず事業年度であります平成29年度営業計画の結果からご報告いたします。

資料の2ページをご覧ください。

直売所の1と3につきましては、恒常的な出荷量の減少の対策としてJAやつしろの協力を得て野菜部会の研修を行い、生産者に種苗費の補助を行いました。あわせて栽培管理に関する研修を通し、品質向上の支援を行いました。

4につきましては、開業15周年イベントに伴い、PRをテレビ、ラジオ等で行いました。また、店内設置のモニターでは物産館オリジナルDVDのほか、氷川町PR用DVDも常時放映しています。今後、新たにモニターの増設を行い、積極的に各種広報に取り組みます。

5につきましては、高齢化と後継者不足で出荷者数の減少が続いています。近年、少数であります若年層の入会も見受けられます。29年度は脱会者10名に対し、新規入会者3名でした。しかし、脱会者は長年出荷を行っていない方々でしたので、出荷者は実質微増の状況です。

続きまして、農村レストランの1につきましては、提供メニューへの出荷者生産品の活用度を高めています。

また、その使用状況を店頭表示板に出荷者とともに明記し、来店客に周知しています。収益面については、メニュー改廃と価格改定を行い、仕入れの見直しを実施したところ、収益改善につながりました。

2につきましては、スタッフ交代に伴い、メニューのブラッシュアップと人材育

成に着手しています。

3ページになります。

おやつ工房の1につきましては、人材育成により購買機会喪失の軽減、接客力の向上が見受けられます。収益面は改善傾向にありますが、当期の売上げ対策等課題もありますので、引き続き営業努力を重ねます。

2につきましては、店内外の売り場改善は、30年度前期に向けて検討していきます。

農産加工センターの1につきましては、新加工施設の整備に合わせ、町内居住者の新たな雇用ができました。

2につきましては、氷川のしずくの撤退により売上げ減となっております。また、新たな販売先を順次広げていますが、十分な状況には至っておりません。衛生設備のある新加工施設の整備に伴い、大手取引先の確保に向けた取組みを推進していきます。

氷川のしずくの1につきましては、平成29年9月末をもって閉店しました。

2につきましては、熊本市水道町に面した大型ビジョンへの広告放映や、熊本市電内への広告掲載等を始めました。

ツーリズム事業の1につきましては、玉ねぎ、たけのこ、いちご、スイートコーン、もち米、梨、不知火などの各種苗植えから収穫の食の体験事業として、延べ20回、728名の町内外の参加者が集い実施しました。

熊本地震の復興応援として復興マルシェを開催し、多数の来場者がありました。

エフエム熊本と共催でコスモアースコンシャスアクト in 氷川を若洲地区で実施し、県内外の参加がありました。

2につきましては、町内の小学校を対象した農業体験学習を年6回開催いたしました。

続きまして、当期の収支をご報告いたします。

7ページの損益計算書をお開きください。

右側の金額欄をご覧ください。一番上の数字が売上高合計になります。2億4,036万566円に対し、在庫や経費を引いたものが上から10段目の営業利益金額432万9,898円になります。この額に営業外の収益や費用を加減したものが、下から6番目の経常利益金額471万3,207円になります。この額から特別損失、法人税等を差し引いて当期純利益金額は一番下の135万5,904円となっております。

次に、6ページの貸借対照表の右下、純資産の部をご覧ください。

前期までの繰越益に当期純利益135万5,904円を加えまして、下から7段

目の数字になりますけど、利益剰余金は4,027万1,483円となっております。よって純資産は資本金と合わせ、下から2段目の数字6,177万1,483円を保有しております。

最後に、9ページをご覧ください。

これは決算をまとめたもので、売上と販売費及び一般管理費を項目別に計上しています。数字は消費税を除いた数字でございますし、また1,000円以下は省略して申し上げます。

まず売上になりますけど、上の表になります。前年比較で主なものは直売所が前年比伸び率が95.1%で1億2,747万円となりました。これは梨、弁当類、総菜類の売上げが減少したものです。レストランは前年比伸び率が95.9%で4,287万円となります。客数の減少に伴い売上げが減少しています。加工センターは前年比伸び率が77.6%で1,610万円となりました。大口取引の減により売上げが減っています。氷川のしずくは前年比伸び率が48.4%で1,128万円となっています。平成29年9月に閉鎖しましたので減少しています。

次に、販売費及び一般管理費に関しては下の表になります。前年比較で主なものは、8段目の外注費で112万円減の30万円、これは人材派遣会社に氷川のしずくのスタッフを外注していましたが、直接学生アルバイトを雇用したためです。10段目の広告宣伝費は15周年記念イベントでテレビCMなどを行いましたので、256万円増えて838万円となっています。17段目の修繕費はレストラン調理器の老朽化や修理費等で82万増えて215万円、26段目の地代、家賃は198万円減で488万円、氷川のしずくの閉鎖に伴うものです。

以上、販売費合計は下から8番目で1億3,953万円となっています。今年度は下から4段目の特別損失としまして、氷川のしずくの閉鎖に伴いまして、建物の附属設備の資産が未償却部分の経費と計上されてます。そのため増となっております。最終利益は7ページで説明しましたが、一番下の135万円の黒字となっております。

以上、有限会社氷川町まちづくり振興会の経営状況について報告終わります。

○議長（上田健一君） 企画財政課長、濤岡美智代君。

○企画財政課長（濤岡美智代君） 報告第2号、平成29年度氷川町繰越明許費繰越計算書（一般会計）についてご報告いたします。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成29年度繰越明許費繰越計算書について、別紙のとおりご報告いたします。

開けていただきまして、繰越計算書をご覧ください。

25款、農林水産業費、5項、農業費の産地パワーアップ事業、翌年度繰越額5

億 8 2 万 4, 0 0 0 円、及び担い手確保経営強化支援事業 2, 7 6 2 万 8, 0 0 0 円は国の補正予算事業であり、年度内完了が見込めないため繰越したものです。被災農業者向け経営体育成支援事業 9 3 7 万円、強い農業づくり交付金事業 1 億 5, 7 3 2 万円につきましては、熊本地震の影響により資材調達の遅れなどにより、年度内の完了ができないため繰越したものでございます。団体営農業農村整備事業 1 億 1, 1 0 2 万 8, 0 0 0 円は、次年度以降の事業について前倒し予算となり、年度内竣工が困難となったため繰越したものでございます。

3 5 款、土木費、1 0 項、道路橋梁費の長寿命化橋梁点検事業 1 0 0 万円は、交付金事業の繰越配分に伴い、予算残を繰越したものでございます。町道氷川中南線道路改良事業 6 0 0 万円、町道北川反甫北鹿野線道路改良事業 3 0 0 万円、栄久橋 3 号橋梁改築事業 4 8 8 万円、竹の下橋橋梁改築事業 2 0 0 万円、葉山橋橋梁改築事業 4 3 2 万円につきましては、関係者などとの協議により時間を要し、年度内完了が見込めないため繰越したものでございます。1 5 項、河川費の準用河川「御講田川」河川改修事業 9 9 万 8, 0 0 0 円、島崎川河川改修事業 1 4 0 万円につきましても、関係者との協議などにより時間を要し、年度内完了が見込めないため繰越したものでございます。

2 5 項、住宅費の有佐駅前団地漏水調査事業 1 1 7 万 6, 0 0 0 円は、現地状況により、調査の時間を要するとの判断から、年度内完了が見込めないため繰越したものでございます。

以上、1 4 事業で繰越額の合計が 8 億 3, 0 9 4 万 4, 0 0 0 円であります。財源内訳といたしまして、国・県支出金が 7 億 7, 5 8 2 万 1, 0 0 0 円、地方債 3, 6 0 0 万円、その他 5 5 5 万 1, 0 0 0 円、一般財源 1, 3 5 7 万 2, 0 0 0 円となっております。

以上で、報告第 2 号、平成 2 9 年度氷川町繰越明許費繰越計算書の報告を終わります。

続きまして、報告第 3 号、平成 2 9 年度氷川町事故繰越し繰越計算書（一般会計）についてご報告いたします。

地方自治法施行令第 1 5 0 条第 3 項の規定により平成 2 9 年度事故繰越し繰越計算書について別紙のとおりご報告いたします。

開けていただきまして、繰越計算書をご覧ください。

2 5 款、農林水産業費、5 項、農業費の被災農業者向け経営体育成支援事業で翌年度繰越額 7, 8 9 6 万 5, 0 0 0 円、財源内訳は、国・県支出金 6, 1 2 6 万 9, 0 0 0 円、一般財源 1, 7 6 9 万 6, 0 0 0 円でございます。理由といたしましては、資材調達の遅れ及び関係機関との調整に不測の期間を要したことにより、年度内に

完了ができなかったものでございます。

以上で、報告第3号、平成29年度氷川町事故繰越し繰越し計算書の報告を終わります。

続きまして、承認第1号、専決処分の報告及び承認についてご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年3月28日付で専決処分した事件について、同条第3項の規定により別紙のとおり報告し、承認を求めますのでございます。

開けていただきまして、1ページをご覧ください。

専決第1号、平成29年度氷川町一般会計補正予算（第7号）でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ302万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億7,968万7,000円とするものでございます。

内容についてご説明いたします。7ページの歳出をご覧ください。

10款、総務費、5項、総務管理費、93目平成28年熊本地震復興基金費、25節積立金を302万7,000円減額しております。県文化財の指定解除となり解体することとなった家屋の解体費用に、県の熊本地震復興基金交付金創意工夫分を充当することが可能となったため財源組替を行うもので、あわせて住宅リフォーム等促進事業補助金災害復旧の実績見込みの増加分にも充当し、その合計額を基金積立金から減額したものでございます。

次の20款、衛生費と30款、商工費で財源組替を行っています。

また、歳入につきまして、6ページをご覧ください。

熊本地震災害寄附金が10万円ありましたので計上しております。この寄附金と熊本地震復興基金交付金で充当しました合計312万7,000円を、前年度繰越し金から減額しております。

以上が専決第1号、平成29年度氷川町一般会計補正予算（第7号）の概要でございます。緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことから専決処分したものでございます。

以上で、承認第1号の説明を終わります。

○議長（上田健一君） 税務課長、西田美子君。

○税務課長（西田美子君） 承認第2号、専決処分の報告及び承認についてご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分した事件について、同条第3項の規定により別紙のとおりご報告申し上げ、承認を求めますのでございます。

承認第2号の主な改正内容といたしましては、働き方改革を後押しする観点から、

給与所得控除、公的年金等控除の制度を見直し、一部を基礎控除に切り替えるなどの対応を行うもの。地方のたばこ税の税率を平成30年10月から3段階で引き上げるとともに、加熱式たばこの課税方式を見直し、平成30年10月から5年かけて段階的に移行するもの。地域の中小企業による設備投資の促進に向けて、生産性向上の実現のための倫理措置法の規定により時限的な特例措置を創設したことなどでございます。

なお、税条例の改正内容は平成30年4月1日から施行する必要があるため、地方税法等の一部を改正する法律が3月議会閉会後に国会において成立し、改正法律が3月31日に公布されました。町議会を招集する時間的余裕が無いことから、地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年3月31日付専決処分したものでございます。

以上で、承認第2号の説明を終わります。

○議長（上田健一君） 企画財政課長、濤岡美智代君。

○企画財政課長（濤岡美智代君） 承認第3号、専決処分の報告及び承認についてご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年5月1日付で専決処分した事件について、同条第3項の規定により別紙のとおり報告し、承認を求めるものでございます。

開けていただきまして、1ページをご覧ください。

専決第3号、平成30年度氷川町一般会計補正予算（第1号）でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ52万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億3,787万3,000円とするものでございます。

7ページの歳出をご覧ください。

25款、農林水産業費、10項、林業費、5目、林業振興費、11節、需用費52万6,000円を計上しておりますが、有害鳥獣駆除のための捕獲機22台分でございます。

6ページの歳入をご覧ください。

財源といたしまして、前年度繰越金を充当しております。

以上が専決第3号、平成30年度氷川町一般会計補正予算（第1号）の内容でございます。緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことから専決処分したものでございます。

以上で、承認第3号の説明を終わります。

○議長（上田健一君） 総務課長、陳野信次君。

○総務課長（陳野信次君） それでは、議案第36号をご説明いたします。

氷川町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、学校教育法の一部を改正する法律が公布され、平成31年4月1日から施行されるため、条例の一部を改正する必要があるためでございます。この条例は地方自治法の規定に基づく職員が大学等の履修及び国際貢献活動を行う際の休業を承認する条例で、学校教育法における大学等の規定の項分けが細分化されたことによる項ずれを改正するものでございます。

新旧対照表でご説明をいたします。

第4条第1項第2号中、同法、すなわち学校教育法第104条第4項を第7項に改めるもので、改正法律において第2項で専門職大学を、第3項で大学院を、及び第6項で専門職短期大学を新たに設けることにより、項のずれを生ずるために改正するものでございます。

改正条例の施行日は、改正学校教育法が施行されます平成31年4月1日とするものでございます。

以上で、議案第36号の説明を終わります。

○議長（上田健一君） 企画財政課長、濤岡美智代君。

○企画財政課長（濤岡美智代君） 議案第37号、平成30年度氷川町一般会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

平成30年度氷川町一般会計補正予算（第2号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

開けていただきまして、1ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億796万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億4,584万1,000円とする補正予算でございます。

まず5ページをご覧ください。

第2表、債務負担行為補正でございます。農業制度資金利子補給として、期間平成31年度から平成39年度まで、限度額14万4,000円を追加するものです。

次に6ページをご覧ください。

第3表、地方債補正でございます。消防債の限度額を5億6,550万円から5億7,160万円に補正するものです。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

14ページをご覧ください。

15 款、民生費、20 項、災害救助費、5 目、災害救助費、15 節、工事請負費の1,420 万円につきましては、39 戸あります仮設住宅を建築基準法に合致させるために行う防腐・防蟻処理や外壁塗装工事で、県の熊本地震復興基金交付金を活用して行うものでございます。

15 ページの20 款、衛生費、10 項、清掃費、5 目、塵芥処理費、19 節、負担金補助及び交付金4,094 万9,000 円は、生活環境事務組合負担金で、八代市環境センターの供用開始に伴う負担金確定による補正でございます。

25 款、農林水産業費、5 項、農業費、10 目、農業振興費。

1 枚開けていただきまして、15 ページになります。

19 節、負担金補助及び交付金の主なものは攻めの園芸生産対策事業費補助金136 万8,000 円で、梨生産者への梨の強化棚導入の補助を行うもので、事業費の3分の1以内の補助となっております。

また、産地パワーアップ事業補助金1億2,702 万8,000 円で、いちごやレタス生産者に対して生産資材導入などの支援を行い、事業費の2分の1以内の補助を行うものです。

次に、17 ページをご覧ください。

30 款、商工費、5 項、商工費、25 目、立神峡公園費、11 節、需用費440 万9,000 円及び18 節、備品購入費22 万4,000 円はふくろう館を氷川町での生活を体験するお試し住宅用に整備するもので、県の地域づくり夢チャレンジ推進補助金を活用しての事業でございます。

19 ページをご覧ください。

45 款、教育費、20 項、社会教育費、10 目、公民館費、19 節、負担金補助及び交付金200 万円は、北野津公民館の大規模改修工事に補助するもので、補助は事業費の2分の1ですが、上限が200 万円となっております。

次に、歳入の主なものについてご説明いたします。

9 ページをご覧ください。

70 款、県支出金、10 項、県補助金、5 目、総務費県補助金、5 節、総務費補助金は、平成28 年熊本地震復興基金交付金900 万9,000 円及び地域づくり夢チャレンジ推進補助金369 万円でございます。

20 目、農林水産業費県補助金、5 節、農業費補助金の主なものは、経営体育成支援事業補助金230 万3,000 円、攻めの園芸生産対策事業費補助金136 万8,000 円、産地パワーアップ事業補助金1億2,702 万8,000 円で、支出と同額でございます。

11 ページをご覧ください。

99款、町債、5項、町債、25目、消防債、15節、緊急防災・減災事業債610万円は、当初予算に計上しております防災行政無線デジタル化事業に充当するものでございます。

最後になりますが、21ページの地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書につきましては、ご覧いただきたいと存じます。

以上で、議案第37号、平成30年度氷川町一般会計補正予算（第2号）について説明を終わります。

○議長（上田健一君） 健康福祉課長、山本昭義君。

○健康福祉課長（山本昭義君） 議案第38号、平成30年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

平成30年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次のページ、1ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億9,226万7,000円とするものでございます。

支出からご説明いたします。

7ページ支出をお開きください。

17款、地域支援事業費、10項、包括的支援事業、5目、包括的継続的ケアマネジメント支援事業費、1節、報酬8万4,000円を減額し、13節、委託費29万4,000円を補正するものでございます。これは地元の医師を認知症初期集中支援チームのメンバーとして予定しておりましたが、受けることが困難となりましたので、八代地域で唯一の認知症疾患医療センターとして県の指定を受けている医療法人へ業務を委託するものでございます。

8ページの給与費明細書につきましては、説明を省略させていただきますので、ご覧いただきますようよろしくお願いいたします。

続きまして、歳入をご説明いたします。

ページ戻りまして6ページ、歳入をお開きください。

15款、国庫支出金、10項、国庫補助金、10目、地域支援事業交付金、10節、現年度分包括的支援事業任意事業費8万円を計上しております。

25款、県支出金、10項、県補助金、5目、地域支援事業交付金、10節、包

括的支援事業任意事業費4万円を計上しております。

15款、5項、5目、5節、繰越金9万円を計上しております。

以上で、議案第38号、平成30年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての説明を終わります。

○議長（上田健一君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 諮問第1号についてご説明をいたします。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞くものでございます。

住所 熊本県八代郡氷川町宮原532番地8。

氏名 宮村 惇。

生年月日 昭和23年7月27日生まれでございます。

同氏は平成21年から人権擁護委員の職にあります。教職員として培ってきた豊富な経験を生かし、その職責を果たしていただいております。今後も人権擁護意識の啓発及び問題解決などに期待ができますので、人権擁護委員候補者として推薦してよろしいか、議会の意見を求めるものであります。

○議長（上田健一君） 説明が終わりました。

ここで11時まで、暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前10時50分

再開 午前10時58分

-----○-----

○議長（上田健一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから質疑を行います。

承認第1号について、質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、承認第2号について、質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、承認第3号について、質疑ありませんか。

米村洋君。

○9番（米村 洋君） このですね、鳥獣のですね有害の専決処分においてですね、先ほど企画財政課長からですね、議会の招集ができなかった、緊急性を要するというような発言があったんですけど、私はそうは思わないんですけど、非常にね、

この専決処分においてだね、農業振興課がこの有害鳥獣のね対策としてね、非常に怠慢であるということじゃないのかなと思うんだね。この例えば里山地区においてね、この梨農家等々においてだね、これにおいてだね、木の芽が出るときにだね、鹿とかイノシシとかそういう新芽を食うというのはもう毎年毎年わかってること。それを君たちはなんでそういうことのね、結局、把握をしてないのか。それじゃこれはね、専決処分は町長の英断によってだよやったんだよ。本来ならばね、やることじゃないんだこういうことは。その辺のところは今後においてだね、そういう議会が特別委員会を設置した。特別委員会の委員長がね、結局ね鳥獣に苦慮してるところの地域を回って、その声を反映してだね君にそういう話をした。農業振興課の課長に話をした。それに対して君はね、非常にだね、結局そういうような実態を把握してなくてだよ、やっとうこういう提案によってだね把握していった。本来ならば、これはね結局一つの財政的な初年度予算に付けておらなきゃならない問題。それじゃ罾をね二重にもやった。それで規定要綱等々も作ってない。これからはだね、例えば今現在がね、例えばこれに対してどういような規定要綱を作るのか。その辺のところはどういようなことで考えてるのか、ちょっと答弁して。

○議長（上田健一君） 農業振興課長、前田昭雄君。

○農業振興課長（前田昭雄君） おっしゃるとおり、うちのほうが有害鳥獣の実態を把握せずに予算化してなかったことは申し訳ありません。

先ほどの駆除の要綱という形ですけど、今うちのほうで考えてる、現在でも一緒なんですけど、今有害鳥獣の駆除隊の班長さんに罾を配付してます。有害鳥獣駆除というのが町のほうに申請が上がってきて、それに対して町が許可してますので、その期間に合わせて罾の対応を考えています。

以上です。

○議長（上田健一君） 米村洋君。

○9番（米村 洋君） 農業振興課長、あのね、こういうね被害が出ることににおいて生産率が低下してしまうね、そういうことを踏まえてだね、君たちはやっぱりね地域との連携を密にしているということが一番大事じゃないか。町長が緊急にと、例えば専決というのは非常に難しいんだけど、町長がわざわざしてくれた。そういうな甘えを君たちは抱いたらだめだよということ。それとね、今現在のタヌキ対策。この今のいちごとか等々のタヌキね、これがねほとんどタヌキが病気にかかって、ほとんどいなくなったという話聞いとる。

○議長（上田健一君） 農業振興課長、前田昭雄君。

○農業振興課長（前田昭雄君） タヌキの被害につきましてはですね、うちのほうにも被害が出たということでハウス等を見に行きました。ゴムバンドをちぎったりとか

してました。ほかのところでは電気柵で対応してましたけど、その後おっしゃられる病気が出てなくなったということはこちらのほうで確認してなかったです。申し訳ありません。

○議長（上田健一君） 米村洋君。

○9番（米村 洋君） 町長ね、この宇土半島一体ですね、結局何かの伝染病にタヌキがかかって、ほとんど死滅してしまったという話ですよ。今ですね、ほとんどですねタヌキが出て来ない。これが今現状ということですね。だからこの辺のところもね、例えば対策がというやる前に、その辺のところをねやっぱり事情をよく把握するということが大事じゃないの。今後においてだ、農業ね、君が一番トップだから、農業にかけるたい、うちは農業立町ということできとるんだから、君がどういうことの舵取りするのは、君が自分自身で考えながらやってかなきゃだめだよということですよ。どうですか。

○議長（上田健一君） 農業振興課長、前田昭雄君。

○農業振興課長（前田昭雄君） 今、米村議員からいただきました意見を大切に今後ともやりたいと思います。

以上です。

○9番（米村 洋君） じゃいいですよ、これで。

○議長（上田健一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第36号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第37号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第38号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、諮問第1号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております承認第1号から議案第38号までは、お手元に配

りました議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号から議案第38号までは、議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

-----○-----

散会 午前11時05分